

□議員名：岡山 明

1 受動喫煙対策について

論点	受動喫煙対策を強化する「健康増進法の一部を改正する法律」が施行されたが、状況はどうか。
回答	具体的な目に見える形での受動喫煙防止対策ということで、健康増進法の一部改正を前に市内の医療機関や事業所に向けて、国と県が作成したリーフレットの配布を行い、情報提供を行っている。世界禁煙デーに合わせて、市内の商業施設等で禁煙のイベントも行っており、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発ということで、出前講座を行っている。

論点	市役所（本庁舎）の対応はどうか。
回答	関係法令や山口県のたばこ対策ガイドラインに従い、施設内では禁煙。敷地内においては2カ所を撤去、現在は4カ所を「特定屋外喫煙場所」として設置し、標識の掲示等の措置を行い対応している。喫煙場所としては、本館の玄関前、別館の北側車庫と本館の屋上は、勤務時間中の職員喫煙場所として、本館と別館の渡り廊下付近は勤務時間外の喫煙場所として、指定をしている。

論点	市役所の <u>玄関の南側の喫煙所</u> （特定屋外喫煙場所）は設置場所として問題はないか。
回答	玄関の南側につきましては、望まない受動喫煙を防ぐということは絶対ですが、現実的に喫煙をされる方が一定程度いる。これは来庁者の方、職員、そういう方たちに対して、喫煙場所を設けているということである。場所についても、玄関前に置いていたが出入りする方も多く、その方向に煙が流れることを考慮し、玄関のあたりではなくて、角を曲がったところに、喫煙場所を設けさせている。煙に対する声があがれば変更を考える。

論点	市役所の <u>屋上の喫煙所</u> （特定屋外喫煙場所）は設置場所として問題はないか。
回答	屋上設置場所については、出てすぐの場所に灰皿を配置している。現実的な数値として、「10mルール」を設定された経緯もあり、煙が屋内に入らないことが当然必要なことである。現在の灰皿の位置については変更を考えている。

論点	図書館について、宇部市は敷地内全面禁煙とする第1種施設であるが、本市は駐輪場の端に喫煙場所があり、なぜ第1種施設に該当しないのか。
回答	第1種施設とは、政策や制度の企画立案業務を行う部署が条件となっている。本市において図書館は、第2種施設の1施設との位置づけである。現在の利用状況は子供たち、妊婦さんの利用はあるが、それが主たる利用者とはなっていない。利用者の3割程度が未成年であることから、第2種施設としての対応である。

論点	市民体育館の喫煙場所は、身障者用駐車場の真横にあり、問題ではないか。
回答	身障者用の駐車場のすぐ近くであり、受動喫煙の防止にふさわしくない場所である。今現在、そこから離れた位置で、元の市の資源ごみ、回収施設があった場所に灰皿を移動させている。

論点	今後の受動喫煙対策をどう考えているのか、方向性はどうか。
回答	基本的な考え方が2つ、1つ目に望まない受動喫煙をなくすこと、2つ目が受動喫煙による健康の影響が大きいと思われる子供、患者さん等に対して、特に配慮をする。こういったことを十分考慮した上で、施設の類型や場所ごとに主たる利用者の違い、また、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じて、必要な措置、対策をとると同時に、施設利用者の方々の声も聞きながら、特定屋外の喫煙場所の検討等も含めて、よりよい環境づくりに努めてまいりたい。